

雁が音スポーツクラブ規約(案)

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、雁が音スポーツクラブと称し、事務所を愛知県刈谷市 町
番地____内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、各自の健康・体力を維持増進するとともに、会員相互の親睦を図り、地域社会の連帯と明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市総合体育館を中心とした定期的スポーツ活動の実施
- (2)年間計画に基づき競技会等のスポーツ行事の開催
- (3)他の機関・団体などが開催する競技会等への参加
- (4)会員相互の親睦を図るための社交的行事の開催
- (5)会員の健康・体力の増進を目指す体力テスト、健康診断等の行事の開催
- (6)地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (7)学校の部活動への補助(指導者として支援)
- (8)その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施

(会員の資格)

第4条 本クラブの会員となるためには、原則として、刈谷市内の在住・在勤・在学者であり、所定の入会申込書の提出と入会金及び会費を納入することを要する。

2 本クラブの会員の資格は、他に譲渡できない。

(会員費格の喪失)

第5条 本クラブの会員の資格は、脱退、除名、死亡によつて喪失する。

2 会員が本クラブを脱退する場合には、書面をもつて会長に届け出るものとする。

(除名)

第6条 本クラブの会員が、次の各項に該当する場合は、理事会の議決を経て除名する。

- (1) 3か月以上にわたり本クラブに対する諸支払い金を滞納したとき
- (2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき

(休会)

第7条 本クラブの会員が、一時的にクラブの活動を停止する場合には、所定の用紙により休会届けを会長に提出しなければならない。理事会の議決を経て会費の免除、又は減額を認めることができる。

(入会金・会費の不返還)

第8条 一度納入した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(役員)

第9条 本クラブに、次の役員を置く。

- {1}会長 1名
- (2)副会長 若干名

(3)理事 若卒名

(4)監事 若干名

(5)幹事 若干名

2 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。

3 役員の任期が満了となつても後任者が就任するまでその職務を行う。

4 役員は全て無報酬とする。

5 本クラブに顧問を置くことができる。顧問は、会長が推挙し、総会において議決する。

(役員を選任)

第10条 本クラブの役員の内、会長、副会長、理事及び監事は、会員総会において会員の中から選任する。

2 幹事は、会長が指名する。

(役員を補欠)

第11条 本会の役員の内会長、副会長、理事及び監事に欠員が生じた場合は、総会において選任する。

2 幹事に欠員が生じた場合は、会長が指名する。

3 補欠により選任、又は指名された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長の任務)

第12条 会長は、本クラブを代表するとともに、総会及び理事会を招集し、その議長となるほか本クラブの経営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(理事の任務)

第13条 理事は、理事会を組織し、本クラブの規約に定める事項並びに総会で議決した事項を執行するとともに、本クラブの一切の事務を管理する。

(監事の任務)

第14条 監事は、本クラブの業務の執行状況及び財産の状況を監査する。

(幹事の任務)

第15条 幹事は、本クラブ経営の事務に当たる。

(専門部会・専門委員会)

第16条 本クラブの経営を円滑に執行するため、必要に応じて専門部会、専門委員会を置くことができる。

2 専門部会、専門委員会に関する規程は、細則で定める。

(総会)

第17条 本クラブの総会は、毎年1回開催する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を議決、又は承認する。

(1)次年度の事業計画(案)

(2)次年度の予算(案)

(3)前年度の事業報告

(4)前年度の決算報告

(5) 役員を選任

(6) 規約、細則その他経営上必要な諸規則の制定・改廃

(7) その他本クラブの重要事項

3 総会を招集するには、総会当日の2週間前までに全会員に対し、総会の議題を記載した通知と出欠確認の用紙並びに委任状の用紙を発送しなければならない。

(臨時総会)

第18条 本クラブの臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は票決権を行使できる会員の3分1以上から会議の目的とする事項を示して招集の要求があったとき、会長はこれを招集する。

(総会の成立)

第19条 本クラブの総会(臨時総会を含む。)は、票決権を行使できる会員(委任状を含む。)の過半数の出席があれば開会できる。

(総会の議決)

第20条 本クラブの総会の議決は、票決権を行使できる会員(委任状を含む。)の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(理事会)

第21条 本クラブの理事会は、必要に応じて開催する。理事会は、会長が招集し、次の事項を執行、又は議決する。また、会員はオブザーバーとして参加することができる。

(1) 次年度の事業計画案並びに予算案の作成

(2) 前年度の事業報告並びに決算報告書の作成

(3) 当該年度の事業並びに予算の執行

(4) その他、総会から委任された事項

2 理事会を招集するには、理事会当日の2週間前までに理事、副会長、監事に対し、会議の議題を記載した通知と会議への出欠確認の用紙並びに委任状の用紙を発送しなければならない。

(理事会の成立)

第22条 本クラブの理事会は、理事の過半数の出席があれば開会できる。

(理事会の議決)

第23条 本クラブの理事会の議決は、出席理事の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(指導者)

第24条 本クラブに指導者を置くことができる。指導者は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

2 指導者の勤務は、原則として非常勤とし、別に定める勤務条件に基づき会員の求めに応じてクラブの実技指導に当たる。

3 有資格指導者には、本クラブの予算の範囲内で謝金を支給する。

(会計年度)

第25条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本クラブの経費及び臨時の費用は、入会金、会費、資産の果実、寄付金、その他取得財産をもつて支弁する。

2 本クラブは、不動産、その他の金品などの寄付を受けることができる。

(重要書類の保管)

第27条 本クラブの財産目録、決算報告書その他会計に関する重要書類は、5年間保存とする。

(規約の変更)

第28条 本規約の変更は、総会において票決権を行使できる会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(クラブの解散)

第29条 本クラブの解散は、総会において票決権を行使できる会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(付 則)

第30条 本規細は、平成 年 月 日より施行する。

(発足当初の役員)

第31条 本クラブの発足当初の役員は、本規約第10条の規定に関わらず、下記の通りとする。

会 長(発起人会で選出した氏名を記載する)

副会長(発起人会で選出した氏名を記載する)

理 事(発起人会で選出した氏名を記載する)

監 事(発起人会で選出した氏名を記載する)

幹 事(発起人会で選出した氏名を記載する)